

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 49）
（検証対象期間：令和5年（2023年）10月1日～令和6年（2024年）3月31日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の令和5年度下半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

①設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

②病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談につなげるよう、病院として相談業務に取り組まれている。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、10月～3月に合計723件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図っている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 第65回専門部会(令和5年(2023年)11月1日開催)で述べられた主な意見
※第66・67回は第6期中期検証報告書に関する集中審議

- ・ 出産後の母が、一時的に子どもと離れ、子どもを自分で養育するのか、施設に預けるのか等、考える時間を持つことができる支援制度があれば、ゆりかごへの預け入れを選択しない方が増えるかもしれない。
- ・ 慈恵病院はゆりかごの運用を開始した16年前から相談と支援を両輪で行ってきた。しかし、病院で対応する相談の内容が特に匿名性の尊重が必要なケースへの対応が増えていることや行政の妊娠相談体制が充実してきたことを踏まえると、病院、行政それぞれが専門性や強みを活かした支援を行っていくことはいい傾向だと考える。

○第68回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会
・開催日時：令和6年(2024年)4月26日(金)13:00～

(委員名簿)

氏 名	役 職	備考(分野)
安部 計彦	元 西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
丸住 朋枝	弁護士	法律
迎田 浩二	熊本県養護協議会副会長 児童養護施設愛隣園施設長	福祉施設
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科